

長崎市教育委員会 様

長崎市個人情報保護・情報公開審査会
会 長 城 谷 公 威

長崎市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 22 年 6 月 10 日付教学第 336 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

「長崎市教育委員会が緊急雇用創出事業として行った学校図書館のデータベース化事業に関する文書」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

「長崎市教育委員会が緊急雇用創出事業として行った学校図書館のデータベース化事業に関する文書」の公開請求に対して、長崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公開請求

申立人は、平成 22 年 4 月 9 日、長崎市情報公開条例（平成 13 年 10 月 1 日条例第 28 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の内容の情報公開を請求した。

長崎市教育委員会が緊急雇用創出事業として行った学校図書館のデータベース化事業について、次の事項が記載された文書

- ア 平成 21 年度中に事業が実施された学校数
- イ データベース化事業が終了した学校のうちパソコンへの記入漏れや誤記入の最終チェックの実施の有無
- ウ 最終チェックが実施された学校の中で、学校ごとの入力漏れや誤記入のミスの割合

（2）請求に係る内容の特定

実施機関は、上記請求について次のように特定した。

ア 「学校図書館用図書データベース化事業の実施期間(予定)」
イ及びウ データベース化が終了した学校に対する記入漏れや誤記入の最終チェック
の実施状況調査の集計結果

(3) 情報公開の諾否の決定

実施機関は、平成 22 年 4 月 23 日付けで、申立人に対し、2(2)アの文書について条例第 11 条第 1 項の規定により公開の決定通知及び同条第 2 項の規定により 2(2)イ及びウの文書について非公開決定通知を行った。

(4) 不服申立て

申立人は、平成 22 年 5 月 7 日、上記 (3) の非公開決定を不服として、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、請求文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 審査会への諮問

実施機関は、平成 22 年 6 月 10 日、条例第 18 条第 1 項の規定により、長崎市個人情報保護・情報公開審査会(以下「審査会」という。)会長に対し、関係書類を添えて諮問を行った。

関係書類：

- ①情報公開請求書の写し
- ②公開決定通知書の写し
- ③非公開決定通知書の写し
- ④2(2)イ及びウに対する請求後の調査に基づく情報提供の写し及び調査集計結果
- ⑤不服申立書の写し
- ⑥非公開理由説明書
- ⑦不服申立てに係る経過説明書

4 不服申立人の主張の要旨

不服申立人の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 2(2)ア及びイの文書の非公開決定について

実施機関は上記文書を保有していないことを理由に非公開としているが、平成 21 年 11 月に教育委員会から「各学校で最終チェックした上で図書目録として扱う。学校の校長は業務日誌等を活用、業務内容の把握と指導に努める」との回答があり、行政の業務を遅滞なく可及的速やかにかつ正確に執行したならば、行政文書を保有していないことは考えられないことである。

(2) 事業の最終チェックの重要性について

非公開決定通知書で「公開することができるようになる期日」が空白となっているが、これは事業の終了を設定していないことであり、最終チェックをしないことも考えられる。

学校図書館のデータベース化は、図書の貸し出し、返却をパソコン管理することによりスムーズにするためのものであるが、入力ミスが多い場合、検索ができないだけでなく、図書に関する統計も取れなくなる。この結果、学校図書館を利用する生徒や教職員に不利益をもたらし、学校図書館の蔵書管理に支障をきたすものであり、最終チェックを速やかに実施すべきである。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 文書の不存在について

図書目録のデータ照合については、学校職員が業務の合間を利用して作業を行うこととなり、その照合には、当初1年から2年の期間を要すると想定していたため、情報公開請求時点では照合作業が終了した学校があるとは認識しておらず、調査も実施していなかったものであり、請求時点において請求文書は保有していなかったものである。

また、本事業は、最終的にデータを確実に入力することを目的とするものであり、学校別のデータ入力の状況についての情報は重要でなく、またデータの入力チェックは各学校で計画的に行うこととしており、既に作業が終了した学校の点検状況を参考に点検の方法及び終了期限を指示すれば足りるものであると考えている。

(2) 調査の実施及び情報提供について

請求時点において文書は保有していなかったが、その後、入力ミスチェックの進捗状況を確認し、今後の事業の進め方を見直す必要があるか検討するために、事業を実施した学校に対して調査を行い、その調査結果に基づき情報提供を行った

6 審査会の判断

(1) 申立人の主張について

申立人から提出された意見書を見る限り、申立人の主張するところは、本事業が適正に行われ、予算が適正に執行されているかについて危惧をもったものであると思われる。

本審査会においても、学校図書館データベース化事業についての確認は行ったが、事業の内容、実施の方法等、事業自体のあり方そのものについては本審査会の所掌事務ではないため、当該文書が存在しないことについてのみ考えるものとする。

(2) 文書の不存在について

図書目録のデータ照合については、実施機関の申立てにもあるように、確認作業自体は重要であっても、どの学校でどのくらいの入力ミスがあったかについては重要と考えていなかったこと、また請求時において確認作業が完了した学校があることは想定していなかったということから、請求時点において調査を実施しておらず、当該文書は保有していなかったものとする実施機関の説明は妥当であると判断される。

なお、本審査会としては、文書の存否の判断時期については公開請求時点をもってその基準と考える。

(3) 情報提供について

情報公開請求できる文書については、現に存在する文書を対象とするものであり、新たに文書を作成して公開することまでは求めている。また、保有する文書そのものを公開するものであり、その文書の内容について問われないものである。

このことから、実施機関が請求時において文書を保有していなかったが、その後の調査により文書を取得し、その結果について情報提供したことについては、必ずしも不適切ではなかったものとする。

(4) 結論

以上により 1 審査会の結論のとおり判断する。

7 附記

6(3)に加えて申し述べるものであるが、非公開決定と情報提供が同一の日付となっており、実施機関が申立人への説明責任の必要性和今後の事業の検証のために調査を実施したことであれば、請求後すみやかに非公開決定を行った後、調査完了後に情報提供すれば足りるものであり、今後適正な事務の取扱いに努められることを望むものである。

「別記」

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 処理経過

年 月 日	審査会	処 理 経 過
平成 22 年 6 月 10 日	—	実施機関から諮問書を受理
6 月 22 日	—	異議申立人から意見書を受理
7 月 2 日	第 1 回	実施機関からの説明、質疑応答、審議
8 月 11 日	第 2 回	答申書審議

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 委員名簿

職	氏 名	摘 要
会 長	城谷 公威	弁護士
委 員	黒崎 伸子	女性団体代表
〃	大内 和直	大学教授
〃	徳永 幸子	大学教授
〃	馬場 宣房	新聞社役員